

令和5年度

養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金のご案内

安中市では、ひとり親家庭の親（現に子を扶養している方）が、
養育費を継続して受け取れるよう支援するため、
養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用を補助しています。

対象者 安中市に住所を有するひとり親家庭の父又は母で、次のすべてを満たす方

- ① 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ② 養育費の取決めに係る経費を負担した方
- ③ 養育費の取決めに係る公正証書等を有している方
- ④ 過去に同様の補助金（他自治体の同様の趣旨の補助金を含む）の交付を受けていない方

補助対象 次のうち、養育費に関するもの（調停や裁判等における弁護士等の費用は対象外です。）

- ① 公正証書の作成に要した費用
- ② 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要した費用（収入印紙代及び、切手代）
- ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ④ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に支出したもの

補助額 補助対象として対象者が支出した額（上限4万3千円）

必要書類 次の書類を持参し、ご来庁ください
（書類については、原本をご持参ください。）

- ① 補助金交付申請書
- ② 運転免許証等の公的身分証明書
- ③ 児童扶養手当証書
※児童扶養手当を受給していない場合は、以下の書類
○申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
○世帯全員の住民票
- ④ 補助対象経費の領収書等又はクレジット契約証明書（クレジット支払）
※領収書・クレジット契約証明書に記載していなければならないもの（郵便局及び官公署が発行する領収書を除く。）
○宛先（申請の氏名） ○領収年月日 ○領収金額
○取引内容（但し書き） ○領収者の住所・氏名 ○領収印
- ⑤ 養育費の取決めに係る公正証書等
- ⑥ 申請者本人名義の口座がわかる書類（通帳等）



交付申請期限 令和6年4月30日（公正証書を作成した日の属する年度の翌年度の4月30日）

【お申込み・問合せ】 安中市役所 市民環境部市民課 市民相談係（旧庁舎 1F）

月～金 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

電 話：027-382-1111（内線 1207）